

18 ギリシャ法における多数当事者訴訟概観

コスタス・ベイス

- I. 通常共同訴訟
- II. 必要的共同訴訟
- III. 主参加
- IV. 補助参加
- V. 引込みと訴訟告知
 - 1. 必要的共同訴訟人の引込み
 - 2. 訴訟告知
 - 3. 訴訟上の保証人の引込みとこの者に対する訴訟告知
- VI. 第三者異議

ギリシャ法においても、争訟事件の判決手続については、二当事者原則が存在する。この二当事者原則によれば、原告は裁判所に相手方（被告）に対する権利保護を求める。自分自身に対する権利保護、または不特定の者に対する権利保護は認められない。なぜなら、第一のケース（自分自身に対する権利保護）では、権利保護の必要性が欠けており、他方、第二のケース（不特定の者に対する権利保護）では、判決効、とりわけ既判力の拘束はつぎのような原則に違背することなしに、不特定の者に向けることはできないからである。その原則とは、法的審問の機会が事前に付与されなければ、なんびとによっても法律状態が無にされることは許されない、というものである。そして、この法的審問は、不特定の相手方では不可能なのである。

しかし、他面、多数の者が関与する訴訟という現象は、稀なものではない。本稿では、通常共同訴訟および必要的共同訴訟、主参加、通常補助参加および共同訴訟的（ないし独立的）補助参加、ならびにまた、引込みおよび訴訟告知、

最後に、いわゆる第三者異議(Drittopposition)、すなわち第三者による判決の不服申立てを扱う。

I. 通常共同訴訟

訴訟経済という原則の枠内では、一定の要件のもとでつぎのような可能性が存する。すなわち、二つの異なる訴訟が、訴訟の一方の結果が他方の訴訟の帰趨に影響を与えることなしに、一つの共通の訴訟手続で追行される、という可能性である。「各共同訴訟人は、当該訴訟において法律に別段の定めがない限り、他の共同訴訟人とは独立して行為する。共同訴訟人のいずれか一人の行為または不作為は、他の共同訴訟人の利益にも不利益にも作用しない。」(ギ民訴75条1項)。

こうした訴えの主体的併合(ないし、別の用語では、通常共同訴訟)は、ギリシャ法では、つぎの三つの場合に許容される。

(a) 複数の原告が、係争権利に関して持ち分を有するか、または、複数の被告が係争義務の持ち分を有するとき(ギ民訴74条1号)。

(b) 係争権利または係争義務に関する持ち分は存しない(各人は別々の権利または別々の義務を有している)が、こうした複数の被告に対する、複数の原告の別々の権利(同様に、複数の原告に対する複数の被告の別々の義務)が、事実上または法律上同一の原因に基づいているとき。例えば、複数のバスの乗客が同一の事故で負傷した場合。

(c) 別々の被告に対する主体的に併合されるべき申立てすべてが、本質的要素において事実上または法律上類似の原因に基づいており、さらに、裁判所が併合される訴えすべてに管轄権を有しているとき。例えば、私立学校の所有者が、子供たちの学費支払い債務を有しておりその債務の期限が到来している親全員を、共同して訴える場合。

II. 必要的共同訴訟

通常共同訴訟の場合には、(共同訴訟人の数だけある)複数の訴訟法律関係が一つの共通の訴訟手続において展開され、その結果、一人の被告に対して下される判決は他の被告に対して既判力を生じさせない。それとは逆に、必要的共同訴訟の場合には、複数の当事者が原告あるいは被告として、共同して関与す

る統一的な訴訟法律関係が存在し、その結果、彼らが一体の訴訟当事者を構成する。訴訟法律関係は、ここでもまた三角形をなしており、そこで下される判決の既判力による拘束はすべての共同訴訟人に共通に及ぶ。

必要的共同訴訟において、「複数の原告または被告のうちのいずれか一人のした行為は、他の共同訴訟の利益にも不利益にも作用し、かつ、適式に訴訟に参加した引き込まれた共同訴訟人は、期日を欠席したときは、期日に出廷した共同訴訟人によって代理されたものとみなされる」(ギ民訴76条1項)。

必要的共同訴訟は、つぎの四つの場合である。

(a) 特別な法律上の規定によって「共同訴訟人が共同してのみ訴えもしくは訴えられることができる場合」(ギ民訴76条1項の3番目の場合)。例えば、すべての持分権者に対して訴えないと不法法になってしまう、共同関係の分割を求める訴え(ギ民訴478条)。

(b) 下されるべき判決の既判力、執行力または形成力が共同訴訟人全員に及ぶ場合(ギ民訴76条1項の2番目の場合)。

(c) 訴訟対象にあたる法律関係が、合一にのみ判断されうる場合(ギ民訴76条1項の1番目の場合)。全員に効力が及ぶ形成力とは逆に、既判力および執行力は制限された主体的範囲に及び、したがって、これらの効力は、例外的にしか第三者に及ばない(ギ民訴325条ないし329条, 613条, 618条および919条)ので、ここで扱っている必要的共同訴訟のケースは、直前に言及した場合(つまり、判決の効力が全員に及ぶ場合、すなわち形成訴訟の場合ならびに全員に対する既判力が認められる場合)の余計な繰り返しのように思われる。

(d) 必要的共同訴訟となる最後の場合は、事情が重なり合うために共同訴訟人に対して矛盾する判決を下すことができない場合(ギ民訴76条1項の4番目の場合)である。

一見すると、この必要的共同訴訟の場合は、いましがた第三の例として言及したもの(すなわち、争いある法律関係が合一にのみ判断されうる場合)と一致するように思われる。なぜなら、争いある法律関係が全員に拘束力をもち、かつ合一的な判断の中に包摂されうる場合には、矛盾判決は下されえないし、その逆もまたそうだからである。この考え方が正しいかどうかは、この必要的共同訴訟の第四の場合のより詳細な検討をしたあとで、答えが出るであろう。

ある見解によれば、法の論理に従えば同一の判決を下すことが要求されている場合には、矛盾判決を下すことができない⁽¹⁾。なぜなら、場合によってはあり

(1) Mitsopoulos, Die Streitgenossenschaft nach unserem Recht, Dike 10, 190.

うの矛盾判決は、論理的な矛盾原理に反するだけでなく、司法の権威を揺るがすからである⁽²⁾。したがって、こうした理解によれば、債務者の相続人たちは、債権者から訴えられる場合には、必要的共同訴訟人である。

しかし通説⁽³⁾は、矛盾判決を下すことができない場合を、論理的にではなく法的にとらえている。相異なる被告に関する同一の訴訟対象についての判決の矛盾は、確かに、非論理的なものに思われるかもしれないが、しかし、それによって生じる法的な状況は、通常、法秩序を損なうものではない。とりわけ個別の訴えが各共同訴訟人に対して提起されることは、そんなに稀ではない現象なのである。したがって、この必要的共同訴訟とされる場合は、例外的にのみ現われるのであり、該当する要件事実の発生にもかかわらず、特定の法律上の効果を実体法が保持できない場合、すなわち、他の被告に対する同内容の申立てが棄却されたために、一人の被告に対する勝訴が実体法上依然として効力をもたない場合に、依拠しているのである。それは例えば、ある土地の共有者たちが、隣地の所有者と、道路の地役権に関する仮契約を締結するような場合である。このような要役地または承役地が複数人に属する場合には、法律行為によって役権を基礎づけるために、全員の同意が必要である(ギ民1122条)。したがって、仮契約に基づいて、承役地の共有者の一人に対する訴えが許容され、他の共有者に対する訴えが棄却された場合には、最初の共有者に対する訴訟の有利な結果は、依然として実体法的に成果のないものとなる。すなわち、役権は成立しないのである。したがって、こうした場合には同一の(敗訴の)判決を下す法的な必要性が存在する。そして、まさにこうした目的を達成するために、必要的共同訴訟の第四の場合が定められているのである。

こうした説明によって、必要的共同訴訟における二つの疑わしい場合の区別は、いまや明白になったものと思う。争いある法律関係について、原告あるいは被告のいずれについても全員に統一的に判断をしようとする際には、矛盾判決が下される法的な可能性がある。このような場合には、訴え(主として形成の訴え)が原告・被告のいずれについても全員に拘束力をもって認容された判決が、優先するであろう。当該判決の形成力は、別訴において勝訴した被告らをも拘束する。

(2) *Mitsopoulos, a.a.O.*

(3) *Beys, Dike 12, 95 ff.; derselbe, hZPGB-Kommentar 76 III 3 und 4 S. 420 ff. Plenum des Areopags 710/1978 Ephimeris Hellinon Nomikon 45, 751; 797/1980 Dike 12, 88.*

しかし、必要的共同訴訟において複数の被告に対して矛盾判決を下すことが不可能であるときは、事情が異なる。というのは、そのような矛盾判決を言い渡す場合には、共同訴訟人の一人に対する訴えをすでに認容した判決は、実体法的に効果を奪われるからである。

III. 主 参 加

原則として、第三者は訴訟の進行中に参加することはできないし、そこで審理されている訴訟事件と事実的な関連が仮にあったとしても、自分の法律関係の確認を申し立てることができるにすぎない。例えば、Aの、Bに対する所有権に基づく返還請求訴訟が係属しているならば、第三者Cは、適法に参加することはできないが、返還されるべき土地に彼が賃借権を有していることの承認を申し立てることはできる。第三者Cは、独立に行為しなければならないのである。すなわち、Cは、訴えるべき法的利益を証明できる第一訴訟の当事者に対して、訴えを起こすか、または、第一訴訟の両当事者をすべて通常共同訴訟人として（ギ民訴74条2号）訴えなければならないのである。こうした二つの訴訟に裁判所が管轄権を有する場合で、かつ、出訴期間の問題が生じていない限り、裁判所は申立てにより、または職権で両訴訟を一つの訴訟手続で共通の審理を行うよう命令することができる（ギ民訴246条）。しかし、訴訟の一方の結果が他方の訴訟に影響することはない。それとは逆に、参加しようとする者は、主参加によって当初の訴訟の当事者となり、その訴訟の帰結に拘束され、それに対応して、もとの訴訟の当事者は主参加訴訟の結果に拘束される。しかし、そのようなことは参加をする第三者が、「他人間に係属する訴訟の目的の全部または一部を自己のために請求する」場合にのみ生じうる（ギ民訴79条1項）。

したがって、主参加は訴訟対象にあたる権利の全部または一部を自己のために請求する（ギ民訴79条1項）第三者が、係属している訴訟に関与し、司法行為の付与を申し立てる訴訟行為である。

主参加訴訟ともとの本訴とは、一つの共通の訴訟手続において審理される。

主参加を行った後の訴訟法律関係の「形」の問題は、いまだ意見の一致をみていない。

ある見解によれば、主参加は、係属している訴訟という誘因により、かつ係属している訴訟の枠内で（偶発的に）提起され、もとの訴訟の訴訟対象と

共通して審理される、独立の訴えである⁽⁴⁾。主参加によって提起されうこうした訴えは、必要的共同訴訟人として、本訴手続の原告と被告に対して向けられる⁽⁵⁾。

こうした考え方は、つぎのような批判によって否定される。すなわち、主参加人をもととの訴訟法律関係の外側におき、その結果、主参加人にそこで下されるべき判決の既判力が及ばないことになる。しかし、それは実定法に反する、という批判である。そして、まさしく既判力の点で不利に扱われる危険を回避するために、主参加人は、本訴の訴訟対象に関する主参加人にとって不利な判決に、控訴によって不服申立てすることができるのである(ギ民訴516条1項)。

また別の見解によれば、主参加によって新しい訴訟法律関係が形成されるわけではない。ただ単に、もともとの訴訟法律関係の主体の範囲が拡大されるだけなのであり、その結果、もともとの三角形の形が、多角形に変形されるということになる⁽⁶⁾。この見解に対しては、つぎのような非難がある。すなわち、主参加を行うことによって、もともとの訴えの請求が、もはや唯一の訴訟対象を意味なくなっている。主参加によって、もともとの訴訟法律関係とならんとすすでに追加的な関係が成立しているという意味で、もともとの訴訟手続の訴訟対象を越えて、主参加の請求も訴訟対象となっている。この追加的な関係とは、主参加人が主参加よりも別訴の提起を好んだ場合には、独立の訴訟手続になったであろう範囲である。こうしたことをこの見解は見誤っている、という批判がなされているのである。

そして第三に折衷的な見解が主張されている⁽⁷⁾。それによれば、主参加は、二重に機能する。一面では、主参加は、訴えの提起により成立したもともとの訴訟法律関係の、主体の範囲を拡張する。しかし、この訴訟法律関係は、その構造を変更するものではない。四角形にはならないのである。まだ三角形のままなのであり、ただ、被告のいる位置に相当する三角形の一つの角に、主参加人も必要的共同訴訟人として加わっているのである。しかし、他面では、主参加

(4) 例えば, das Appellationsgericht Athen 875/1971 Dike 3, 153.

(5) *Delikostopoulos-Sinaniotis*, hZPGB-Kommentar 80 I S. 228.

(6) *Vervesos*, Dike 3, 21. *Rammos*, Hauptintervention § 20 S. 167.

(7) *Beys*, hZPGB-Kommentar 271 III 7 c S. 1187; *derselbe*, Dike 3, 153 ff. (= Beiträge zur Erläuterung des Zivilprozeßrechts, II, S. 755 ff.). *Freris*, Dike 6, 34 ff. *Nikas*, Vergleich - der Prozeßvergleich, 1984 S. 105 ff.

を行うことにより、主参加の請求と事実関係によって特定される、第二の訴訟法律関係が形成される。この第二の訴訟法律関係もまた、三角形の形をもっている。すなわち、一つの角に裁判所、二つ目の角に主参加人、そして第三の角に必要な共同訴訟人としてもとの原告と被告が、それぞれ位置しているのである。

第四の見解によれば、主参加の真正の場合と不真正の場合とが区別されなければならない。真正の主参加の場合は、主参加を行うことによって、本訴の訴訟対象の主体的範囲ならびに客体的範囲が拡張される。しかしそこでは、構造的にみて、本訴請求との関係で、必要的共同訴訟人として被告と主参加人が結合するわけでもなければ、主参加の請求との関係で、原告と被告とが結合するわけでもない。というのは、これらの内のいずれもが、異なる訴訟対象との関係では、既判力を及ぼされないからである⁽⁸⁾。しかし、不真正の主参加の場合には事情は異なる。そこでは、主参加は、もっぱらその本訴手続が自分を詐害するような審問を行なっているといったような請求に対して、防御を行なっているものであり、独立の請求をもっているわけではない。この場合には、本訴の当事者（原告と被告）は、主参加人に対しては、必要的共同訴訟人である⁽⁹⁾。

主参加を行なったあとの訴訟法律関係の法的性質に関する意見の相違は、単に理論的関心を引いているのみならず、主として被告が欠席した場合に示される、言及に値する実務上の意義をも有している。そのようなケースにおいて、

(a) 前記の第一の見解によれば、つぎのように主張されている。すなわち、被告は、原告の事実上の主張は黙示的に認容しているが、主参加との関係で必要的共同訴訟人として出廷している原告によって代理されている。他方、主参加人の事実上の主張についてはそうではない（ギ民訴76条1項参照）、と。

(b) 前記の第二ならびに第四の見解は、欠席した被告は、原告の事実上の主張も、主参加人の事実上の主張も黙示的に認容している、と主張している⁽¹⁰⁾。

(c) 前記の第三の見解によれば、欠席被告は、主参加の請求との関係では必要的共同訴訟人としての原告によって代理され、本訴請求との関連では必要的

(8) *Koussoulis*, Die Hauptintervention im Zivilprozeß, 1987 § 7 II S. 316 ff. und III S. 340 ff.

(9) *Koussoulis*, a.a.O. S. 323 ff.

(10) *Koussoulis*, a.a.O. S. 335 ff.

共同訴訟人としての主参加人によって代理される⁽¹¹⁾。

IV. 補助参加

第三者はまた、係属している訴訟手続において、原告のために、または被告のために参加することができる。すなわち、第三者は、他人間に係属する訴訟において、当該訴訟が当事者の一方に有利に裁判されることについて法的利益を有する場合には、もはや破毀によって不服申立てできない判決の言渡しに至るまで、この当事者を補助するために補助参加をすることができる（ギ民訴80条）のである。例えば、係争物の返還を求めている訴訟において、被告の権利の前主は、返還訴訟に対する防御をするべき被告を補助するために、補助参加をする法的利益を有する。この返還訴訟によって、参加を行う売主の、売却物の権利の瑕疵担保責任が顕在化するからである（ギ民514, 517条参照）。

ここで広く行き渡っている表現は、本訴の両当事者の敵としての主参加人とは逆に、補助参加人は、本訴当事者の一方の同盟者であり他方当事者の敵である、というものである。確かに、こうした現象はたいていの場面で現れる。しかしそれにもかかわらず、つぎのような可能性がないわけではない。すなわち、本訴の原告と被告が互いに共謀関係にあるとか、補助参加人により補助される当事者が争いを全く好まないとかいった理由で、補助参加人が本訴の両当事者に対して対立関係になる、という可能性である。

主参加と補助参加の基本的な相違は、補助参加とは逆に、主参加が、本訴の両当事者に対して、新たな訴訟対象との関係で独立の司法行為の付与を求めるものである、という点にある。

補助参加後の訴訟法律関係の構造に関しては、ある見解によれば、補助参加人は、補助的当事者として訴訟法律関係の主体になり、したがって、やがて下される判決の既判力が及ぼされる⁽¹²⁾。

また別の見解によれば⁽¹³⁾、独立的補助参加（ギ民訴83条）と通常の補助参加（ギ民訴82条）とは区別されなければならない。主たる訴訟で下される判決の効力が、補助参加人とその相手方との法律関係にも及ぶときは（ギ民訴83条）、参加は、独立的である。例えば、土地の返還を求める訴えの提起後、被告の抵当

(11) *Beys*, hLZPGB-Kommentar 271 III 7 c S. 1183.

(12) *Rammoss*, Zur Nebenintervention, 1932 § 18 S. 100, § 22 S. 121, § 38 S. 190.

(13) *Beys*, hLZPGB-Kommentar 80 III 2 S. 435 ff.

権者は、被告の必要的共同訴訟人として独立に参加することができる。しかしながら、訴訟法律関係の構造は、あたかも、被告と補助参加人がはじめから共に訴えられていたかのごとく、依然として同じである。

他の場合はいずれも、通常の補助参加の問題である。例えば、被告とその隣人が、自分たちの物権の原因は、同じ共通の権利の前主にあるとしているときに、被告の隣人が補助参加をする場合がそれである。隣人は、権利の前主の勝訴を妨げるべく被告を補助するために、審理に参加することができる。その際、訴訟法律関係に関与することではなく、したがってやがて下される判決の既判力が及ぼされることもない。すなわち、補助参加人は審理にだけ関与するにすぎないのであり、訴訟法律関係に関与するわけではないのだが、ただし、独立的補助参加の場合(ギ民訴83条)、または、補助参加人が、本訴の当事者全員の同意を得て、彼が補助するために参加している当事者と入れ代わる場合は例外である、ということになる。後者の例外の場合は、補助参加人は主たる当事者として訴訟を進行する。つまり、前述した第一の場合においては、補助されるべき当事者の必要的共同訴訟人として、そしてまた、前記の第二の場合においては、訴訟上の権利の受継者として訴訟を進行するのである。

V. 引込みと訴訟告知

係属している訴訟における第三者の参加は、しばしば自発的に行われる。しかしそれは、本訴の当事者の一人が、特定の第三者を、引込みまたは訴訟告知によって追加することを要求するイニシアチブを握る可能性を、排斥するものではない。引込みの場合も訴訟告知の場合も、裁判所の事務課に訴えの提起に関する規定に従って作成された書面が提出され、第三者に送達される(ギ民訴89条および91条2項)。

第三者が訴訟に現われない場合には、その第三者に、不利益な訴訟上の事後的効力が及ぼされる恐れがあるので、引込みは訴訟告知とどの点で区別されるのかが、問われなければならない。

1. 必要的共同訴訟人の引込み

ギリシャ民訴法89条によれば、引込みは、訴訟提起の効果を有している。訴え提起の訴訟法上の効果の主たるものの一つは、訴訟係属の開始である(ギ民訴221条1項a)。引込みが訴訟係属の効果を生じるということから明らかにな

るのは、必要的共同訴訟人の引込み（ギ民訴86条）または訴訟対象にあたる物権の真の持ち主（ギ民訴87条）の引込みの場合に、訴え提起によって生じる訴訟係属の主体的範囲の拡張がどのように理解されるべきか、ということである。それは、引き込まれた第三者は、訴訟引込みによって、および場合によってはありうる参加には左右されずに、係属している訴訟の主たる当事者となり、とりわけ彼を引き込んだ当事者の必要的共同訴訟人となる。したがって、引込みにより、下されるべき判決の既判力の主体的範囲もまた拡張される⁽¹⁴⁾。

引込みは、そうした効果があるために、任意の第三者に対して行うことはできない。引込みは、つぎに掲げる第三者の三つのタイプに限って許される：

- (a) 本訴の提起に加わらない必要的共同訴訟人（ギ民訴86条）。
- (b) 訴訟対象にあたる物権の真の持ち主（ギ民訴87条）。
- (c) 訴訟上の保証人(Prozeßgaranten)、すなわち、本訴の当事者が敗訴した場合に損害賠償（求償）の責を負う者（ギ民訴88条）⁽¹⁵⁾。

2. 訴訟告知

訴訟告知は、訴訟提起がもたらすような効果を有しない（ギ民訴91条2項、92条、89条と対比して）。それゆえ、第三者に対する訴訟告知は、訴訟係属の効果を生じない。被告知者は係属している訴訟においては第三者であり、そのまま第三者であり続ける。ただし、参加を行えば別である。したがって、やがて下されるべき判決の既判力は被告知者には及ばない。

訴訟告知は、もっぱら訴訟に参加するよう被告知者に催告すれば、被告知者がそれを合目的的だとみなす場合には、その役目を果たす。しかし、被告知者は、参加しなければ、やがて下されるべき判決に、第三者異議(Drittopposition)によって不服申立てをする権利を、失う危険を冒すことになる⁽¹⁶⁾。

訴訟告知は、その制限された訴訟法上の効果のために、引込みよりずっと広い範囲の第三者に行うことができる。すなわち、告知は告知者が通知をするこ

(14) *Beys, Dike 2*, 168 (=Beiträge zur Erläuterung der Zivilprozeßrechts, I S. 121 ff.) ; *derselbe*, hZPGB-Kommentar 89 III 4 S. 463 und 325 III 2 S. 1329. *Rammos*, Lehrbuch des Zivilprozeßrechts, I 1978 S. 561.

(15) これに関して詳しくは、本稿 V. 3. 参照。

(16) 異見として、*Kargados*, Das Verhältnis der Streitverkündung zu der Beiladung, 1973, §§ 128 ff. S. 120 ff. この見解は、被告知者に既判力が及ぶことを主張する。

とにつき法的利益を有している者であれば、すでに訴訟手続にのっている当事者以外のいかなる者に対しても行われる（ギ民訴91条1項）のである。

3. 訴訟上の保証人の引込みとこの者に対する訴訟告知

第三者に対する訴訟告知の慣例的な場合は、訴訟上の保証人、すなわちすでに言及したように、本訴の当事者の一人が敗訴した場合に、実体法上賠償する義務を負う者に対する訴訟告知である。

しかし、訴訟法典は、訴訟上の保証人に対する訴訟告知の可能性だけに甘んじているわけではない。それ以外にも、訴訟上の保証人の引込みを規定している（ギ民訴88条）。そこで、訴訟上の保証人の引込みと、この者に対する訴訟告知との相違はどの点にあるのか、という問題が生じる。

ある見解によれば、訴訟上の保証人の引込みの場合は、二つの訴訟行為、すなわち、係属している訴訟への参加を促すための訴訟上の保証人に対する訴訟告知と、敗訴の場合の責任を確認するための告知者による訴え行為、という二つの行為の集積で構成されている⁽¹⁷⁾。

たとえ当該書面が誤って訴訟告知と表示されている場合でも、この書面において、訴訟上の保証人の訴え行為が併記されている場合には、訴訟上の保証人の引込みとして扱う、という意味においてならば、このテーゼは納得できる。しかし、引込みをなすべき本訴の当事者の側からの訴え行為なしに、訴訟上の保証人を適法に引き込める可能性は、排斥されないのである。

そこで別の見解は⁽¹⁸⁾つぎのように主張する。

(a) 引込みによって、引込人は、本訴手続の枠内で被引込人に対する中間訴訟を提起することができる。ふつうならば、中間訴訟はすでに係属している主たる訴訟の一方当事者に対してなされなければならないという規則によって（ギ民訴283条10項）、排斥されるのであるが、引込人は被引込人に対して提起できるのである。中間訴訟による訴え行為を可能にするためだけに、訴訟上の保証人の引込みは、係属している主たる訴訟における当事者の地位を、訴訟上の保証人に付与しているのである。

(b) それ以外に、訴訟上の保証人の引込みは、引込人が、引き込まれた訴訟

(17) Kargados, a.a.O., § 157 S. 153. Mitsopoulos, Die Stellung des Prozeßgaranten nach Art. 274 und 277 hZPGB, Dike 5, 641.

(18) Beys, Dike 5, 233 ff. (=Beträge zur Erläuterung des Zivilprozeßrechts, I, S. 256 ff.) ; derselbe, hZPGB-Kommentar, 277 II S. 1200 ff.

上の保証人と訴訟法的に被告の役割を入れ代わることを可能にしている。ふつうなら必要である（ギ民訴85条）原告の同意は、必要とされない（ギ民訴277条3号参照）。

VI. 第三者異議

訴訟手続に関与せず、引き込まれもしなかった第三者は、そこで下される判決に第三者異議によって不服申立てをすることができる（ギ民訴586条1号）。それができるのは、既判力を及ぼされる第三者であって、本訴当事者の一方の悪意または両当事者の共謀に依拠している者である（ギ民訴586条2項）。第三者異議は、本訴当事者すべてに対して行われ、その結果、それは遅れた主参加とみなされる。第三者異議は、第三者異議訴訟の原告に対し、不服申立てされた判決の全部、または一部の無効が宣言されるよう求める申立てによってなされる（ギ民訴590条）。

* 本稿は、アテネ大学コスタス・ベイス教授（Prof. Dr. Kostas Beys）のシンポジウムにおける報告の翻訳である。論文原題名は、*Mehrparteienprozesse im hellenischen Recht, eine kurze Einführung*.

翻訳担当 勅使川原 和彦
早稲田大学助手